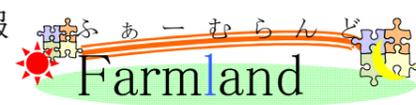




鳥取県農地・水・環境保全協議会

会報



臨時号

平成 25 年 7 月

## 平成 24 年度の活動実績について国へ報告しました

鳥取県では、平成 24 年度共同活動支援交付金に 387 組織、約 1 万 ha の農地で取り組み、1 期対策から継続して取り組まれた多くの組織では「地域ぐるみでの共同活動」が地域にしっかり根を下ろして来ています。

また、向上活動支援交付金では県内 423 組織、約 1 万 1 百 ha の農地で取り組み、老朽化が進む農業用排水路を主体に長寿命化のための更新補修に、それぞれの活動組織が点検調査した結果をもとに、地元で工夫しながら取り組まれています。

協議会及び県では、5 月末に平成 24 年度の「共同活動」と「向上活動」の実施状況等を取りまとめ、国へ報告しました。



### 共同活動支援交付金

共同活動における支出の割合は表のとおりで、「地域で出来ることは地域で。より専門的な技術が必要な場合は委託で。」というように、日当、購入・リース費、委託費がバランス良く使われていました。

また、次年度繰越についても「平成 25 年度当初の活動費」や「平成 25 年度に水路補修を予定」など、目的を持った繰越であることが確認されました。

共同活動における支出割合



### 向上活動支援交付金

向上活動における支出の割合は表のとおりで、水路本体及び付帯施設の補修、更新を中心に活動が行われ、次いで、未舗装農道の舗装の活動が多く行われています。

農地については、県が独自に認めた活動であり、進入防止柵の補修や給水栓の更新等が行われています。

向上活動における支出割合



鳥取県では、平成 25 年度も農地・水保全管理支払交付金の「共同活動」「向上活動」に、より多くの地域で取り組んでいただけるよう支援していきます。なお、採択申請書の提出期限は今年度については 8 月末に変更となりましたので、それぞれの活動にまだ取り組まれている活動組織の方は、ご検討されてみてはいかがでしょうか。

## 向上活動における国の現地調査がスタートしました

農地・水保全管理支払交付金（向上活動支援）では、対策期間中に、毎年約 20% の組織を目標に、国からの現地調査が実施されます。平成 24 年度に実施した状況について、鳥取県では 51 組織（14 市町）が現地調査の対象となっており、7 月 1 日から 5 日間にわたり、中国四国農政局の楠係長と小川係長により、東部地区の活動組織を中心に現地調査が行われました。

現地調査では、集落の公民館等で書類の確認が行われ、

- 通帳と金銭出納簿残額の確認
- 金銭出納簿と領収書の照合
- 支出の時期及び用途の確認
- 更新や補修を実施する位置の決定方法の確認
- 工法や製品の大きさの選定理由や施工方法の確認
- 業者発注の場合、業者選定の方法、契約書、見積書等の確認がありました。

書類確認後には、24 年度に施工された現場に行き、適切に工事が行われているか、現地調査が行われました。特に現地では、施工方法や施行時の注意点についても、丁寧なアドバイスをいただきました。

調査の結果、交付金が有効かつ適切に使われた事が確認されました。

また、9 月には残り 28 組織について現地調査が行われます。該当の活動組織におかれましては、ご協力よろしくお願いいたします。



### 集落と市町が一体となり説明



今後の現地調査の予定

調査日	対象市町	組織数
9月9日(月)	湯梨浜町	1組織
9月9日(月)、9月10日(火)	倉吉市	5組織
9月10日(火)	北栄町	2組織
9月11日(水)	琴浦町	4組織
9月11日(水)、9月12日(木)	大山町	7組織
9月13日(金)	米子市	1組織
9月13日(金)	伯耆町	3組織
9月24日(火)	南部町	2組織
9月25日(水)	日野町	1組織
9月25日(水)	日南町	2組織

## 平成24年度 向上活動の交付金残金の返還について

### ○向上活動の交付金残金の返還について

平成24年度の実績報告において、交付金残金が生じている場合は、残金を返還する必要があります。

### ○交付金残金の返還の流れ

向上活動の交付金は、国50%、地方（協議会）50%で構成されており、残金もその割合により国、地方それぞれに返還を行う必要があります。返還の流れは以下のようになります。

#### （国分の流れ）

交付金の額の確定及び返還通知書（国）  
（市町経由）

納入告知書（国から直接）

#### 返還金の納入

納入告知書を金融機関に持参して納付期限までに納付してください。

#### 【注意】

- ・納付期限を過ぎると延滞金が発生します。なるべく一週間以内に郵便局や銀行で納付してください。ただし、**農協、簡易郵便局では納付することができません。**
- ・延滞金を防ぐため、市町等から納付確認の問い合わせがあります。

#### （地方分の流れ）

交付金の額の確定及び返還通知書（協議会）  
（市町経由）

（市町経由）

#### 返還金の納入

返還通知書の振込先に最寄りの山陰合同銀行より期限までに振込みしてください。

#### 【注意】

- ・振込手数料に交付金を充当することはできません。ただし、**平成24年度分の返還に限り**山陰合同銀行での振込手数料は、土地連で負担します。

### ○地方分の返還金について

地方分の交付金は、県50%、市町50%で構成された公金であり、現金での取扱については盗難等の危険性を伴うことから、返還方法は振込に限らせていただきます事をご了承ください。（別途振込手数料が必要）

なお、本交付金は、活動組織からの必要額の請求に基づき交付を行っています。不要な予算で有れば請求は控えるとともに、平成25年度分以降の地方分返還金にかかる振込手数料は、地元で負担いただく事をご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

### ○問い合わせ先

- ・鳥取県土地改良事業団体連合会 本部事務局 企画課  
（鳥取県農地・水・環境保全協議会 事務局）  
〒680-0911 鳥取市千代水4丁目37番地  
電話 0857-38-9500

### ○返還手続き後の整理について

返還手続き完了後は、金銭出納簿（様式第2-7号）への返還日の記入及び振込控えを領収書として整理し保管してください。整理方法は以下のとおりです。

（様式第2-7号）

## 平成24年度 農地・水保全管理支払交付金 向上活動支援交付金 金銭出納簿

組織名：●●●●活動組織

日付	分類	活動項目	内容	収入(円)	①施設の長寿命化のための活動					残高(円)	領収書等番号
					支出(円)						
				水路	農道	ため池	事務費	計			
9月10日			貯金利息	3						3	
11月15日			向上活動支援交付金の受け取り(地方分)	256,635						256,635	
11月15日			向上活動支援交付金の受け取り(国分)	256,635						513,273	
1月15日			向上活動支援交付金の受け取り(地方分)	30,485						543,758	
1月24日			向上活動支援交付金の受け取り(国分)	30,485						574,243	
3月11日			貯金利息	28						574,271	
3月30日	①	農道(補修)	農道補修工事代		210,000				210,000	364,271	1
3月31日			自己資金	1						364,272	
小計				574,272	210,000	0	0	0	210,000	364,272	
領収証書等の納付日を記入										364,272	
●月●日			向上活動支援交付金の返還(国分)	182,136					182,136	182,136	2
▲月▲日			向上活動支援交付金の返還(地方分)	182,136					182,136	182,136	3
合計				364,272					364,272	0	

領収書番号を記入

#### 国分

領収証書 2

182,136

印

182,136

●●●●活動組織代表  
■●町■●100番地

取扱  
●月●日

#### 地方分

振込控え 3

182,136

●●●●活動組織代表  
■●町■●100番地

取扱  
▲月▲日

領収書番号を記入

## 農地・水保全管理支払交付金に関するホームページのご紹介

農林水産省

[http://www.maff.go.jp/j/nousin/kankyo/nouti\\_mizu/index.html](http://www.maff.go.jp/j/nousin/kankyo/nouti_mizu/index.html)

鳥取県

<http://www.pref.tottori.lg.jp/41402.htm>

鳥取県農地・水・環境保全協議会

<http://www.totirengogonet.or.jp/kyogikai/index.html>

- ・鳥取県のホームページには、共同活動事例集が掲載されています。
- ・共同活動、向上活動とも改定されている様式がありますので、ご確認をお願いします。

## 農地・水保全管理支払交付金 共同活動支援交付金の交付について

### 1. 暫定予算割当活動組織分

暫定予算割当活動組織（鳥取市、八頭町、日南町：対象の活動組織は市町に問い合わせ下さい）分は、平成 25 年 7 月 1 日に交付申請額（採択決定額の 8 割）を振込させて頂きました。交付申請額（採択決定額の 2 割）については、12 月末には振込させて頂く予定です。

### 2. 継続活動組織分

平成 24 年度採択活動組織（暫定予算割当活動組織を除く）分は、現在国への交付申請中です。（共同活動支援交付金は、国分 1/2、県分 1/4、市町分 1/4 の交付金が協議会事務局へ集まらないと振込出来ません。）国からの交付決定が出次第、概算払い請求書を農政局へ提出予定です。平成 25 年 9 月中旬までには交付申請額（採択決定額の 8 割）を振込させて頂きます。交付申請額（採択決定額の 2 割）については、12 月末には振込させて頂く予定です。

### 3. 新規採択（変更）活動組織分

採択通知書（変更承認通知書）を送付後、交付申請の受付を開始致します。国分、県分、市町分の交付金が集まった段階で、順次交付申請額（採択決定額の 8 割、採択決定額の 2 割）を振込させて頂きます。振込予定年月日につきましては、市町へお問い合わせください。

## 鳥取県の活動組織情報 ホームページ掲載について

鳥取県農地・水・環境保全協議会のホームページに

<http://www.totirengogonet.or.jp/kyogikai/index.html>

活動組織から協議会事務局へ提供された会報、リーフレット等を掲載しております。

平成 24 年度の共同活動実績報告（活動記録、金銭出納簿）を提出して頂いておりますが、会報の発行、啓発のための看板等設置している組織があるようです。県内の活動組織の参考となるとおられますので、会報、看板設置等の写真等協議会事務局までお願いします。



## 「ふぁーむらんど」取材協力をお願い

2 期対策が昨年度よりスタートしておりますが、活動組織において、どのように交付金を上手に使って、活動されているかを取材させて頂こうと考えております。

つきましては、市町を通じて依頼させて頂くことがあろうかと思っておりますので、よろしくお願い致します。